

各私立幼保連携型認定こども園設置者 様

岩手県ふるさと振興部学事振興課総括課長

令和 8 年度大規模災害就学等支援事業について（依頼）

このことについて、別添「大規模災害就学等支援事業費補助金交付要綱」に基づき事業を行いますので、事業の実施を希望する場合は、下記書類を令和 8 年 10 月 30 日（金）までに当課宛て提出してください。各設置者におかれましては、被災幼児の就学支援につながるよう本事業の趣旨をご理解の上、積極的な活用をお願いします。

記

1 提出書類

(1) 必ず提出する書類

ア 令和 8 年度大規模災害就学等支援事業費補助事業計画書の提出について（参考様式①）

イ 事業計画書（様式第 2 号②）

ウ 授業料等減免確認書（個票）（別紙 1 ③）

（ア）被災状況が確認できる書類（罹災証明書等）を添付すること。

（イ）要綱第 3（3）「世帯の収入の著しい減少」に該当する場合は、「収入の申立書（別添 1 ④）」に以下の書類を添付し提出すること。

① 収入の減少の事由を確認できる書類（離職票、解雇通告書、廃業等届出等）

② 収入見込額を証明する書類（大規模災害等発生前の課税証明書の写し及び大規模災害等発生後の会社作成の給与見込、税理士又は公認会計士が作成した証明書類等）

③ 保護者等の扶養親族の人数・年齢が確認できる書類（扶養親族の記載が省略されていない課税証明書等）

エ 法人等で定める減免実施概要が確認できる書類

※ 減免制度がある場合は、当該制度の要綱等を提出し、無い場合は、事業概要と本年度実施する旨が記載されている理事会の議事録等を提出すること。

オ 被災幼児宛てに通知した減免決定通知の写し（任意様式）

※ この時点での提出が難しい場合は、交付申請書提出の際に必ず添付すること。

なお、交付申請書提出までに、被災幼児あてに減免決定通知を行わなかった場合は、県の交付決定は行うことができないため注意すること。

カ 市町村から交付される認定証（1号）の写し

キ 園則の写し

ク 令和 8 年度市・県民税課税証明書

ケ 大規模災害就学等支援事業費補助金チェックリスト（幼保連携型認定こども園用）（様式 1 ⑤）

(2) 該当がある場合のみ提出する書類

ア （本補助金以外の）減免等実施確認書類

園独自の減免等の本補助金以外の支給がある場合は、その支給が確認できる書類を提出すること。

イ 未添付一覧表（様式 2 ⑥）

（1）オ及び（2）アの提出について、提出期限に間に合わない場合は、該当書類を記載し提出すること。

2 提出年月日及び場所

令和8年10月30日（金） 厳守

岩手県庁8階 ふるさと振興部学事振興課（郵送可）

3 書類提出の際の留意事項

(1) 補助対象経費及び補助上限額について

基本負担額及び特定負担額 10/10 補助

ただし、県私立幼稚園平均額に準じて、337,480 を上限とする。

(2) 対象幼児について

事業計画書提出時点で判明している対象者をすべて記載すること。

なお、本事業の対象となる幼児は1号認定子どものみであることから、年度途中で認定に変更が生じる場合は、1号認定子どもである期間の減免額を記入すること。

(3) 事業計画書の記入方法について

特定負担額減免額（B欄）のうち、入学選考料に相当する金額については括弧書きでその金額を記入すること。合計欄も同様に記入すること。

4 その他

(1) 被災幼児に対する減免決定通知は、必ず交付申請書提出前に終わらせること。

(2) 被災幼児に対する保育料等の返還は、原則、交付申請書提出前に終わらせること。

※ 交付申請書提出前に保育料等の還付が完了しなかった場合は、令和9年3月31日までに必ず行うこと。令和8年度中に返還を行わなかった場合は、補助対象外となるので注意すること。

(3) 事業の実績確認の際に、法人等から幼児（保護者）に対して減免（返還）したことが分かる書類（大規模災害就学等支援事業実施証明書（参考様式2⑦）等）を提出すること。

【担当】私学振興担当 藤原

電話 019-629-5041 FAX019-629-5049

メールアドレス：AH0007@pref.iwate.jp